

【高野山大学】新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針

2022.6.08更新

警戒レベル	判断基準	授業 (講義・演習)	学生の課外活動	研究活動	図書館	学内会議	事務機能
0 通常	平常時・危機がない状態	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1 一部制限	感染への注意が必要な状況 学内での感染拡大のリスクが低い	対面授業、演習を行う	感染拡大防止に留意した活動を認める	感染拡大に最大限の配慮をして研究活動を行うことが可能	感染拡大に最大限の配慮をしたうえで利用できる	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行う	感染拡大防止に留意し、通常通りの勤務を行う
2 制限-小	大人数での行事、イベント等について自粛要請が出ている状態 学内での感染拡大のリスクが高い	感染拡大に最大限の配慮をして対面授業、演習を制限しつつ、遠隔授業を中心に行う	感染拡大に最大限の配慮をして一部の課題活動を許可する	研究活動は続行できるが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅で作業することを検討する	学外利用者は利用禁止とし、学内利用者(学生・教職員)は感染拡大に最大限の配慮をしたうえで利用できる	対面会議は必要最小限とし、可能な限りオンライン会議または文書会議を実施する	感染拡大に最大限の配慮をし、勤務を行う ※ただし、状況に応じて在宅勤務を推奨
3 制限-中	自治体から行動規制の要請が出ている状態 学内での感染拡大のリスクが極めて高い	遠隔授業を推奨 ※ただし、大学が許可した一部のみ対面授業を実施	全面禁止	以下の研究スタッフ(事情によっては大学院生・研究員も可)の研究室への立ち入りを許可する 1)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる 2)進行中の研究を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ	学外利用者・学生は利用禁止とし、事前申請により教職員は必要最小限の利用ができる	オンライン会議または文書会議を実施 ※ただし、必要な場合は対面会議可	可能な場合は在宅勤務に移行し、感染拡大防止を図る
4 構内活動の原則停止	自治体から休業要請が出ている状態 学内での感染拡大のリスクが極めて高い	遠隔授業のみ (教員も自宅等からのみ可)	全面禁止	全面禁止	閉館	オンライン会議のみ (自宅等からのみ可)	大学の運営上、緊急性の高い用務のみ入構を許可する

\*この活動制限指針は、今後の状況に応じ、随時見直しを行います。  
 \*この活動制限指針は、高野山キャンパス・難波サテライト共通とし、各キャンパスの警戒レベルの変更は、高野山大学危機管理委員会で協議し決定する。  
 \*危機管理委員会の開催責任総務課の事務所にて感染者が発生した場合は、教務課・学生サポート課のいずれかの主導で開催する。  
 \*河内長野キャンパスは、別紙「高野山大学教育学部・千代田短期大学共有 活動制限指針」に基づき、千代田短期大学の警戒レベルに従うこととする。  
 ・令和2年12月8日総務課作成、令和2年12月9日高野山大学危機管理委員会にて正式決定(ver.1.0.0) 令和4年6月8日役職会にて改定